第27回「地域の会」定例会資料

前回(8/4)以降の動き

< 公表関係 >

不適合事象関係

【区分】

・なし

【区分】

・ 9月 2日 定期検査中の柏崎刈羽原子力発電所5号機における使用済燃料プール の水位低下について

【区分】

- ・ 8月16日 地震の影響について(12時00分現在)
- 8月21日 地震の影響について(12時00分現在)
- ・ 8月25日 定期検査中の1号機における原子炉建屋出入り用二重扉の不具合 について
- ・ 8月26日 定期検査中の1号機における原子炉建屋出入り用二重扉の不具合 について
- 8月30日 5号機タービン建屋大物搬入口付近(非管理区域)でのコンテナの 転倒について
- ・ 9月 5日 定期検査中の1号機における原子炉建屋出入り用二重扉の不具合 について
- ・ 9月 6日 1号機における病人の発生について

【その他】

・なし

【不適合事象の続報・調査結果等】

・ 8月19日 運転・管理面の更なる品質向上への取り組みに係る新潟県への報告 について

定期検査関係

- ・ 9月 2日 柏崎刈羽原子力発電所2号機の定期検査開始について その他発電所に係る情報
- ・ 8月 5日 福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発 電所の「原子力事業者防災業務計画」の修正ならびに提出について
- ・ 8月22日 柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書の一部改定に ついて

<参考>

当社原子力発電所の公表基準(平成 15 年 11 月策定)における不適合事象の公表区分について

- 区分 法律に基づく報告事象等の重要な事象
- 区分 運転保守管理上重要な事象
- 区分 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象
- その他 上記以外の不適合事象

不適合事象関係【区分】

・ 9月 2日 定期検査中の柏崎刈羽原子力発電所5号機における使用済燃料プール の水位低下について

> 5号機は、平成17年7月4日から第11回定期検査を実施しておりま すが、9月1日午後7時55分頃から原子炉ウェルの水抜き作業を実施し、 引き続き原子炉ウェルと使用済燃料プールをつなぐプールゲート(仕切り 板)間の水抜き作業を開始していたところ、午後11時26分頃に「燃料プ ール水位低」の警報が発生したため、保安規定に定める「運転上の制限」 を満足していないと判断しました。直ちに現場を確認したところ、使用済 燃料プールの水位が低下していたため、使用済燃料プールへの水張り作業 を実施し、当該警報は解除され、9月2日午前2時33分頃「運転上の制限」 を満足していることを確認しました。その後、使用済燃料プール側からの 水圧によるプールゲートの密閉性を確認するために水抜き作業を実施して いたところ、午前4時11分頃に再び「燃料プール水位低」の警報が発生し たため、保安規定に定める「運転上の制限」を満足していないと判断しま した。直ちに使用済燃料プールへの水張り作業を実施し、当該警報は解除 され、午前5時5分頃「運転上の制限」を満足していることを確認いたし ました。なお、現在はプールゲート間の水抜き作業を中断しているため、 使用済燃料プールの水位は安定しています。原因については、原子炉ウェ ルと使用済燃料プールをつなぐプールゲートの密閉性に問題があったと推 定しておりますが、詳細については現在調査中です。

不適合事象関係【区分】

8月16日 地震の影響について(12時00分現在)

本日、11 時 46 分頃、東北地方で地震が発生しておりますが、12 時 00 分現 在の当所プラントの運転状況は以下のとおりです。現在、各プラントの点 検を実施しております。

運転状況
定期検査等による停止中
運転継続中
運転継続中
運転継続中
定期検査等による停止中
運転継続中
運転継続中

・ 8月21日 地震の影響について(12時00分現在)

本日、11 時 29 分頃、新潟県中越地方で地震が発生しておりますが、12 時 00 分現在の当所プラントの運転状況は以下のとおりです。現在、中央制御室での 監視を行っています。

号 機	運転状況
1	定期検査等による停止中
2	運転継続中
3	運転継続中
4	運転継続中
5	定期検査等による停止中
6	運転継続中
7	運転継続中

8月25日 定期検査中の1号機における原子炉建屋出入り用二重扉の不具合に ついて

1号機は定期検査中ですが、8月24日午後3時39分頃、原子炉建屋地下2階において、作業員が同建屋に出入りするための二重扉(南西側)を操作していたところ、2つの扉が一時的に両方開く事象が発生いたしました。ただちに当該作業員が扉の閉操作を実施し、この状況は解消されました。1号機は定期検査中であり、かつ燃料の移動を伴わない状況で起こったものであるため、保安規定に定める「運転上の制限」の逸脱にはあたりません。また、二重扉は一時的に両方開いていたものの、ただちに閉めたため原子炉建屋の負圧を検出している警報の発生はありませんでした。1号機および2号機では、同様な事象が発生しているため、これまで点検・調査を実施しておりました。この結果、電気的部品や扉構造等に不具合は認められなかったものの、両側の扉から同時に開操作した場合に、2つの扉が

両方開く可能性があることが判明したため、二重扉に新しいインターロック回路を設置することといたしました。運転中の2号機については8月24日までにすべての二重扉(4カ所)で対策を完了しており、1号機の二重扉(全4カ所)については9月下旬までに設置することといたします。1号機についてはそれまでの間、原子炉側からの退域を優先とし、原子炉側に入域する場合は、モニター(原子炉側の扉付近にカメラを設置)により退域者がいないことを確認した上で入域することといたします。

・ 8月26日 定期検査中の1号機における原子炉建屋出入り用二重扉の不具合に ついて

> 1号機は定期検査中ですが、8月25日午後3時50分頃、原子炉建屋 地下2階において、作業員が同建屋に出入りするための二重扉(南西側) を操作していたところ、2つの扉が一時的に両方開く事象が発生いたしま した。ただちに当該作業員が扉の閉操作を実施し、この状況は解消され ました。1号機は定期検査中であり、かつ燃料の移動を伴わない状況で起 こったものであるため、保安規定に定める「運転上の制限」の逸脱にはあ たりません。また、二重扉は一時的に両方開いていたものの、ただちに閉 めたため原子炉建屋の負圧を検出している警報の発生はありませんでした。 1号機は、これまで発生している同様な事象の対策として、9月下旬まで に二重扉(全4カ所)に新しいインターロック回路を設置することとして おりましたが、本事象の発生を踏まえて対策方法を見直すことにより、9 月中旬までに設置工事を完了させるよう工期を短縮いたします。また、原 子炉内側からの退域を優先とし、原子炉内側に入域する場合は、モニター (原子炉側の扉付近にカメラを設置)により退域者がいないことを確認し た上で入域するという暫定運用に加えて、本日から作業員の出入りが多い 平日昼間帯には、各二重扉の原子炉外側に監視員1名を配置することとい たしました。

・ 8月30日 5号機タービン建屋大物搬入口付近(非管理区域)でのコンテナの 転倒について

8月29日、5号機タービン建屋の大物搬入口付近の屋外(非管理区域)において、作業員がタービン建屋の大物搬入口から搬出した物品運搬用コンテナを搬送用トラックに積載する作業をしていたところ、午前10時20分頃、吊り上げていたコンテナが吊り具から外れて地面に落下し、転倒する事象が発生しました。なお、これにともなう作業員の負傷はありません。当該コンテナは落下の際、逆さまに転倒して蓋がずれ、内容物のホースの一部がはみ出しましたが、現場周辺の汚染検査を実施した結果、放射性物質は検出されませんでした。なお、当該内容物については、事前に表面汚染検査により汚染がないことを確認しておりました。当該コンテナは、はみ出したホースを収納したうえで、5号機タービン建屋大物搬入口内へ戻しております。原因については、コンテナをトラックに吊り上げる際、バランスを崩したことによるものと推定しておりますが、吊り上げ方法なども含め、今後調査いたします。

・ 9月 5日 定期検査中の1号機における原子炉建屋出入り用二重扉の不具合に ついて

> 1号機は定期検査中ですが、9月3日午後2時45分頃、原子炉建屋1階に おいて、作業員が同建屋に出入りするための二重扉 (北東側)を操作して いたところ、2つの扉が一時的に両方開く事象が発生いたしました。ただ ちに当該作業員が扉の閉操作を実施し、この状況は解消されました。1号 機は定期検査中であり、かつ燃料の移動を伴わない状況で起こったもので あるため、保安規定に定める「運転上の制限」の逸脱にはあたりません。 また、二重扉は一時的に両方開いていたものの、ただちに閉めたため原子 炉建屋の負圧を検出している警報の発生はありませんでした。 1 号機は、 これまで発生している同様な事象の対策として、二重扉(全4カ所)に新 しいインターロック回路を設置することとしており、それまでの間は、監 視員を配置するなどの暫定運用を実施することとしておりました。今回の 事象が発生した際、当該扉を除く3カ所のうち2カ所は対策工事を終了し ており、1カ所は対策工事を実施中(9月4日までに終了)でした。当該 扉については対策工事の実施前であったことから、監視員を配置しており ましたが、今回の事象を踏まえ、対策工事を実施するまでの間、使用禁止 といたしました。これまで1、2号機で発生していた二重扉の不具合につ いては、今回事象が発生した当該扉の対策工事を終了することにより全て の対策工事が完了するため、今後、同様な要因により事象が再発すること はありません。

9月6日 1号機における病人の発生について

9月5日午後4時頃、定期検査中の1号機の圧力抑制室内において、点検を行っていた作業員が、作業を終了し事務所に戻った後、体調不良を訴えたことから、業務車両にて病院へ搬送しました。診察の結果、めまい症、脱水症と診断されました。なお、点滴治療の結果、症状が回復したため当日は帰宅しており、本日は平常通り出勤しております。

不適合事象関係【不適合事象の続報・調査結果等】

・ 8月19日 運転・管理面の更なる品質向上への取り組みに係る新潟県への 報告について

当所は、本年7月3日に発生した5号機「復水器真空度低下に伴う原子炉 自動停止」事象に関し、新潟県からの要請を受けて、本日、発電所の運転・管理面における更なる品質向上への取り組みについて、新潟県へご報告いたしました。

定期検査関係

・ 9月 2日 柏崎刈羽原子力発電所2号機の定期検査開始について

9月3日から、柏崎刈羽原子力発電所2号機の第11回定期検査を開始い たします。

その他発電所に係る情報

・ 8月 5日 福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力 発電所の「原子力事業者防災業務計画」の修正ならびに提出について

当社は、平成12年6月に施行された原子力災害対策特別措置法に基づき、「原子力事業者防災業務計画」を福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所の各発電所にて作成し、運用してまいりましたが、原子力災害対策特別措置法の規定により、平成17年4月に行われた各経済産業局等の組織改編等を踏まえ、「原子力事業者防災業務計画」の修正の準備を進めてまいりました。当社は、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」の修正について、福島県および新潟県をはじめ地元自治体との協議が終了したことから、経済産業大臣に提出いたしました。

・ 8月22日 柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書の一部改定 について

新潟県、柏崎市ならびに刈羽村と当社との間で締結しております「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」について、一部を改定(同日施行)いたしましたのでお知らせいたします。

【改定の主旨】

- 1. 品質保証活動の第三者による評価 柏崎刈羽原子力発電所での品質保証活動において、その活動状況を第 三者機関により評価する制度の確立に努めることを明確にした。
- 2.原子炉の運転停止を含む「適切な措置の要求」 新潟県、柏崎市ならびに刈羽村から当社への「適切な措置の要求」の中に、原子炉の運転停止を含むこと、ならびにその要求により運転停止した原子炉の運転再開にあたっては、新潟県と事前協議を行うことを明確にした。